

令和4年3月3日 議決

令和4年3月3日 公布

天龍村条例 第1号

平岡駅前活性化複合施設設置及び管理条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、平岡駅周辺及び村の利便性を向上し、村内外の交流とにぎわいの拠点として、地域振興及び地域の活性化を図るため、平岡駅前活性化複合施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 平岡駅前活性化複合施設「満島屋」

位置 天龍村平岡1249番地8

(事業)

第3条 この施設において行う事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料品、日用品、特産物等の販売及び配達等に係わる事業
- (2) コインランドリー事業
- (3) 地域交流、地域活性化等に資するイベント等の事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施設の目的を達成するため村長が必要と認める事業

(休業日及び営業時間)

第4条 施設の休業日及び営業時間は、次条で定める者が決定する。

2 施設の休業日及び営業時間について、周囲の環境へ悪影響を及ぼす場合で、村長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(指定管理者による管理)

第5条 村長は、施設の設置目的を効果的に達成するため、施設の管理を、法第244条の2第3項の規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続等)

第6条 指定管理者の指定の手続等は、天龍村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年天龍村条例第1号）によるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条に掲げる事業の運営に関する業務

- (2) 第3条に掲げる事業に付随する業務
 - (3) 施設の維持管理に関する業務
 - (4) 施設の利用の許可及びその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収納に関する業務
 - (5) 施設の利用料金の減額若しくは免除又は返還に関する業務
 - (6) その他村長が必要と認める業務
- （利用の許可）

第8条 施設を利用しようとする者（施設を占有する者に限る。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定により利用を許可する場合において、施設の管理上必要な条件を付することができる。

（利用の不許可）

第9条 指定管理者は、施設を利用しようとする者が次の各号の一に該当するときは、前条第1項の規定による許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。

（利用の許可の取消し等）

第10条 指定管理者は、第8条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、利用の許可を取り消し、若しくは許可の条件を変更し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第8条第2項の規定により指定管理者が付した許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用の許可を受けた後において、前条各号のいずれかの規定に該当することとなったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理運営上特に必要があると認めるとき。

（利用権の譲渡等の禁止）

第11条 利用者は、施設を利用する権利を譲渡し、若しくは他人に利用させ、又は許可を受けた目的以外に利用してはならない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に施設の管理及び運営を行わなければならない。

(利用料金)

第13条 利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、指定管理者が村長の承認を得て定める額とする。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用料金の支払)

第14条 利用者は、利用料金を指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければならない。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、村長の承認を受けて定めた基準により、公益上特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、施設の利用を終了したとき又は第10条の規定により施設の利用の許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復し、指定管理者の検査を受けなければならない。

(入場の制限)

第17条 指定管理者は、施設の管理運営上支障があると認めるときは、入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(損害賠償)

第18条 利用者及び来場者が施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者が村長の承認を受けて、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者又は施設の業務に従事している者は、天龍村個人情報保護条例（平成11年天龍村条例第31号）第14条の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消された場合、指定管理者又は施設の業務に従事している者の職務を退いた後においても同様とする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。